

発熱外来への支援について

(別添2)

○発熱外来とは：

救急安心センターさっぽろ（#7119）等から紹介された発熱者等の外来診療を実施する医療機関。

（同センターにおいて「新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当しない」と判定された発熱者等※¹の受入先として対応）

○発熱外来への支援内容：

区分	基準項目	補助金額	土日・祝日の当番
①	診療のみ (発熱外来を実施)	100万円	2万円/日 (年末年始：5万円)
②	COVID-19の検査を実施※ ²	+ 100万円※ ³	
③	COVID-19の検査※ ² （②の検査）と インフルエンザ迅速検査（鼻かみ液・鼻腔等） の両方を実施	+ 100万円※ ³	

※¹：#7119等における判定フローについては、別途、提供の予定。

※²：行政検査の委託契約を行い、下記いずれか方法により検査を実施することを原則とする。

PCR法 [唾液 or 鼻咽頭拭い液 or 鼻腔拭い液] または **抗原検査**

[定性検査：鼻咽頭拭い液 or 鼻腔拭い液]

[定量検査：鼻咽頭拭い液 or 鼻腔拭い液 or 唾液]

※³：区分①を実施した上で、区分②③に該当する場合に、補助金額を加算する。（区分③に該当する場合は②の分も加算）

※⁴：上記の財政的な支援のほか、院内感染防止等にかかる技術的な支援を実施する。

（個人防護具の提供については、厚生労働省による支援制度を有効活用するものとする。）